

○岡山市立学校施設の使用に関する規則

平成13年2月20日

市教育委員会規則第3号

改正 平成16年8月24日市教育委員会規則第5号

平成17年2月22日市教育委員会規則第10号

平成18年12月26日市教育委員会規則第21号

平成21年3月24日市教育委員会規則第6号

平成29年1月24日市教育委員会規則第2号

平成30年1月25日市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立学校管理規則（昭和38年市教育委員会規則第6号）第25条に規定する学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の範囲)

第2条 学校施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために使用させることができる。

(1) 法律又は法律に基づく命令の規定に基づいて使用する場合

(2) 公の機関等（国又は地方公共団体並びに地方公共団体が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体をいう。）が、その団体等の本来の目的を達成するため又は地域住民の公の利益を目的として行う事業のために使用する場合

(3) 学校関係団体（PTA、小・中学校体育連盟等、学校運営に密接な関係があり、その構成員がすべて教職員によるもの又はその構成に教職員が含まれる公共的な事業を行う団体をいう。）が、その本来の活動目的を達成するために使用する場合

(4) 地域関係団体（地域住民の利益、福祉等を目的として設立された非営利団体であり、公の支配に属しない事業を行う団体ではないものをいう。）が、その本来の活動目的を達成するために使用する場合

(5) その他岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に使用を認めた場合

(使用許可の禁止)

第3条 学校施設は、法令に別段の定めのあるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するおそれがあるとき。
- (3) 専ら私的営利を目的とするとき。
- (4) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。
- (5) その他教育上特に支障があるなど使用が適当でないと教育委員会が認めるとき。

(使用の申請)

第4条 学校施設を使用しようとするものは、使用しようとする日の前日から起算して10日前までに学校施設使用申請書(様式第1号)を校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、校長を経ずに申請書を提出することができる。

2 校長は、前項の申出に対しては、意見を付さなければならない。ただし、校長が予め使用を承諾したことについて申請者が教育委員会に書面で示した場合において、教育委員会が特に認めるときはこの限りでない。

3 教育委員会が使用を許可したときは、学校施設使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

4 学校施設の許可を受けたものが、その使用目的を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の条件)

第5条 学校施設の使用を許可する場合は、使用者に次の条件を付するものとする。

- (1) 使用者は施設の使用に関して生じた一切の事故についてその責めを負うものとし、施設又は設備を損傷し、又は亡失したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償すること。
- (2) 使用者は、使用後速やかに施設及び設備を原状に復し、校長の検査を受けて返還すること。
- (3) 災害発生のため当該学校施設が使用不能になった場合、災害救助法(昭和22

年法律第118号)又は岡山市災害救助条例(昭和30年市条例第27号)の適用によって当該学校施設が避難所に指定された場合その他学校施設に必要なが生じた場合は、使用者が使用許可を受けていても使用できないこと。

(4) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 前項に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める場合には、条件を付加することができる。

(使用時間)

第6条 学校施設の使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時00分までの間で、校長が学校教育上又は学校管理運営上支障がないと認めた時間とする。

(使用料)

第7条 学校施設の使用料は、岡山市立学校条例(昭和39年市条例第49号)の定めるところによる。

(使用料の減免)

第8条 岡山市立学校条例第3条第2項の規定により使用料を減免を受けることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第4号に掲げる使用の場合

(2) その他教育委員会が特別な理由があると認める場合

2 使用料の減免を受けようとするものは、学校施設使用申請書の提出を行う際に、学校施設使用料減免申請書(様式第3号)を併せて、提出しなければならない。

(使用の取消し又は中止)

第9条 教育委員会は、使用許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき又は学校施設を使用する必要があるときは、その許可を取り消し、又は使用の中止を命ずる等必要な措置をとることができる。

(1) この規則又は他の関係法令の規定に違反するとき。

(2) 使用申請書に虚偽の事実を記載したとき。

(3) 許可を得ずして使用の目的を変更し、又は使用権の譲渡若しくは転貸を行ったとき。

2 前項に規定する使用許可の取消しは、校長の報告に基づいて教育委員会が行うものと

する。

- 3 前項の取消しにより、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 旧御津町及び旧灘崎町の区域内の学校の施設の使用許可、使用料、使用時間及び使用料減免の取扱いについては、平成17年3月31日までの間、第2条から第9条までの規定にかかわらず、それぞれ、編入前の御津町立学校の施設等の使用に関する条例（昭和29年御津町条例第1号）及び編入前の灘崎町立学校施設使用料徴収条例（昭和57年灘崎町条例第8号）の例による。
- 3 旧建部町及び旧瀬戸町の区域内の学校施設の使用については、平成19年3月31日までの間、編入前の建部町立学校設備の使用条例（昭和42年建部町条例第54号）、瀬戸町立学校施設使用料徴収条例（昭和58年瀬戸町条例第945号）及び瀬戸町立学校施設等使用要綱（平成14年瀬戸町教育委員会告示第2号）の例による。

附 則（平成16年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第10号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第21号）

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市教育委員会規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

学校施設使用申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

(申請者)団体名
職 名
代表者氏名
連絡先

下記のとおり学校施設を使用したいので、岡山市立学校施設の使用に関する規則第4条第1項の規定に基づき申請します。なお使用については、岡山市立学校施設の使用に関する規則に規定する使用条件を守ります。

記

1使用目的	
2使用内容	
3使用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで
4使用施設名	岡山市立 学校 (使用人員 人) 幼稚園 体育館 ()m ² 教室 室 その他() 電気使用の有無(いずれかに○印)有・無
5使用者 (使用責任者)	(住所) (団体名) (氏名)

年 月 日

岡山市教育委員会 様

岡山市立

学校長
幼稚園長

印

上記の使用については、教育上支障が ある ない ものと認めます。

様式第2号(第4条関係)

岡山市教育委員会指令第 号

学校施設使用許可書

(使用責任者)申請者
団体名
職・氏名 様

下記のとおり学校施設の使用を許可する。

記

- 1 使用時間 年 月 日() 午 時 分から
年 月 日() 午 時 分まで
- 2 使用目的
- 3 使用する施設名 岡山市立 学校・幼稚園
体育館 教室
- 4 使用の条件
 - (1) 使用者は施設の使用に関して生じた一切の事故についてその責めを負うものとし、施設又は設備を損傷し、又は亡失したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。
 - (2) 使用者は、使用後は速やかに施設及び設備を原状に復し、校長の検査を受けて返還しなければならない。
 - (3) 災害発生のため当該学校施設が使用不能になった場合、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は岡山市災害救助条例(昭和30年市条例第27号)の適用によって当該学校施設が避難所に指定された場合その他学校施設に必要が生じた場合は、使用者が使用許可を受けていても使用できない。なお、この場合、使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。
 - (4) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) その他

使用の条件が守られない場合等教育委員会が必要と認める場合には、許可の取消し又は使用の中止等必要な措置をとることがあります。

年 月 日

岡山市教育委員会

様式第3号(第8条関係)

学校施設使用料減免申請書

年 月 日

岡山市長 様

(申請者)団体名
職 名
代表者氏名

学校施設使用料の減免を受けたいので、岡山市立学校施設の使用に関する規則第8条第2項の規定に基づき申請します。

1使用団体名 使用責任者名	
2使用目的	
3使用施設名	岡山市立 学校 幼稚園 (使用する施設に☑印) <input type="checkbox"/> 体育館()m ² 電気使用 有・無 (いずれかに○印) <input type="checkbox"/> ()教室 電気使用 有・無 (いずれかに○印)
4使用日時	年 月 日 () 午 時 分から 午 時 分まで
5減免を申請する理由	

※ 減免する使用料	円
-----------	---

申請者は※は記入しないこと

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)